

障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査の方法の一部を改正する件 新旧対照表
 ○障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査の方法（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 600 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法</p> <p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 0010 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物</u></p> <p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 0010</u> による。</p> <p>4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は、<u>認証生産行程管理者等</u>が生産荷口ごとに、<u>簡条 5、簡条 6</u> 又は<u>簡条 7</u> に掲げる事項の記録（以下“<u>管理記録</u>”という。）を適切に作成・保管し、当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行う。 a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること。 b) 当該生産荷口に係る生産方法が、<u>ノウフク生鮮食品</u>にあつては <u>JAS 0010 の 4.1</u> に、<u>ノウフク加工食品</u>にあつては <u>JAS 0010 の 4.2、5.2 c) 及び 5.2 d)</u> に、自ら生産した<u>ノウフク生鮮食品</u>を原材料とした<u>ノウフク加工食品</u>にあつては <u>JAS 0010 の 4.1、4.2、5.2 c) 及び 5.2 d)</u> に、<u>ノウフク観賞用の植物</u>にあつては <u>JAS 0010 の 4.3</u> に適合するものであること。</p> <p>5 ノウフク生鮮食品の管理記録 ノウフク生鮮食品の管理記録に<u>記録すべき事項</u>を次に示す。 a)～c) （略）</p> <p>6 ノウフク加工食品の管理記録 ノウフク加工食品の管理記録に<u>記録すべき事項</u>を次に示す。ただし、<u>c)にあつては自ら生産していないノウフク生鮮食品</u>を原材料とする場合、<u>d)にあつては自ら生産したノウフク生鮮食品</u>を原材料とする場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査方法</p> <p>1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う障害者が生産行程に携わった食品の生産行程についての検査方法を規定する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 生産行程についての検査 生産行程についての検査は、<u>生産行程管理者及び外国生産行程管理者</u>が生産荷口ごとに、<u>簡条 3</u> 又は <u>4</u> に掲げる事項の記録（以下“<u>管理記録</u>”という。）を適切に作成・保管し、当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することにより行うものとする。 a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること b) 当該生産荷口に係る生産方法が、<u>JAS 0010 の 2.5</u> に規定する<u>ノウフク生鮮食品</u>（以下“<u>ノウフク生鮮食品</u>”という。）にあつては <u>JAS 0010 の 3.1</u> に、<u>JAS 0010 の 2.6</u> に規定する<u>ノウフク加工食品</u>（以下“<u>ノウフク加工食品</u>”という。）にあつては <u>JAS 0010 の 3.2</u> 及び <u>4.2</u> に、自ら生産した<u>ノウフク生鮮食品</u>を原材料とした<u>ノウフク加工食品</u>にあつては <u>JAS 0010 の 3.1、3.2</u> 及び <u>4.2</u> に適合するものであること</p> <p>3 ノウフク生鮮食品の管理記録 ノウフク生鮮食品の管理記録に<u>記載すべき事項</u>を次に示す。 a)～c) （略）</p> <p>4 ノウフク加工食品の管理記録 ノウフク加工食品の管理記録に<u>記載すべき事項</u>を次に示す。ただし、<u>c)については自ら生産したノウフク生鮮食品</u>を原材料としない場合、<u>d)については自ら生産したノウフク生鮮食品</u>を原材料とする場合に限る。</p>

- a)～c) (略)
- d) 箇条 5 の a)～c)
- e) (略)

7 ノウフク観賞用の植物の管理記録

ノウフク観賞用の植物の管理記録に記録すべき事項を次に示す。

- a) 栽培場、採取場等の所在地
- b) 生産するノウフク観賞用の植物の種類
- c) 障害者の作業日時及び作業内容

- a)～c) (略)
- d) 箇条 3 の a)～c)
- e) (略)

(新設)